

### 中小企業と農業

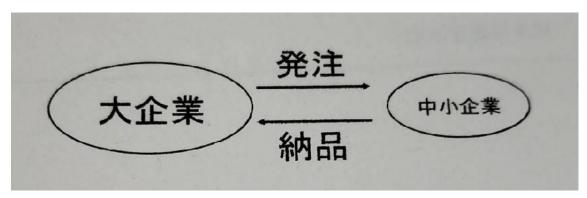
企業数全体の99%が中小企業

製造業では…企業数の 98.5%、従業者数の 68.8%、出荷額の 64.5%

### 中小企業の定義

業種	常時雇用者	資本金	
製造業	300 人以下	3 億円以下	
卸売業	100 人以下	1 億円以下	
サービス業	100 人以下	5000 万円以下	
小売業	50 人以下	5000 万円以下	

下請け…ある人や会社などが引き受けた仕事の全部または一部を、更に引き受けてすること。



(高度成長~80年代)

- ・発注企業との長期的・安定的な関係
- ・発注企業からの<mark>指導・援助</mark> (⇒品質・コスト・納期管理の徹底)
- ・発注企業への改善提案

⇒高いものづくり能力の形成

(90年代以降) 円高/新興国企業の躍進 (競争激化)

- ・親企業の海外現地生産
- ・親企業の部品・材料の海外調達
- ・親企業の選択と集中
  - ⇒下請け企業との長期的・安定的関係に変化が

# 下請け企業の変化

- ・取引先の分散化
- ・異業種への参入
- 海外展開
- ・自社貿易の開発

ベンチャー企業…時代の流れに敏感に対応し、高い専門知識や優れた技術によって成長している。



ほかにも、環境保全や貧困層の自立 支援などを企業目標に掲げる**社会的** 企業も参入するようになったよ。 こういうベンチャー企業に対して資 金調達の場を提供する新興株式市場

も設置されてるよ。

### 日本の農業の現状

#### 茨城県の農業生産額は全国2位

食糧輸入額…世界3位 食料純輸入額…世界1位

食料自給率(カロリーベース)…1961 年 78% ⇒2016 年 39% ※カナダ…264% アメリカ…130% フランス…127% オーストラリア…223% ドイツ…95%

農業就業者比率…1965 年 20.8% ⇒2016 年 3.2% 耕地面積… 1965 年 600 万 ha ⇒2016 年 450 万 ha

耕作放棄地… 1965年 0 ha ⇒2016年 42万 ha

農業従事者平均年齢…1995 年 56.9 歳 ⇒2015 年 67 歳

#### 政策的背景

### 原因① 農地政策

農地改革のねらい…自作農創設

農地法のねらい…既存(零細)自作農の維持 ⇒新規参入(農地取得)は極めて困難 農地の宅地等への転用が容易 (転売収入は多くの場合の生涯所得を上回る) ⇒農地維持的農業(零細且つ低所得)や耕作放棄の誘因に

#### 原因② 高米価政策

- 1 食糧管理制度(1994年まで)…政府による高価格での米の買い上げ
- 2 減反政策 (1970 年から) …コメ(飼料米を除く)を栽培しない水田面積に応じた (現在はコメの生産量上限の遵守を条件とした) 補助金等

カリフォルニア州産中粒種(国産米と同種)現地価格…1kg **67**円 国産米…1kg **264**円 コメの関税…778%

(小麦…252%、バター…360%、 小豆…403%)

(大規模化・効率化が全てでは決してないという大前提の下での図式的図解)

コメの価格が下がる (食管制度、減反政策)

生産性の低い零細農家がさよなら(転売を見込んだ農地維持の誘因)

(F

大規模農家への農地集約点

価格競争力が上がる

平均耕地面積 ※山間地比率が同程度のイタリアやポルトガルと比べても…

Australia	2970.4ha	
U.S.	169.6ha	
Japan	2.3ha	

農産物販売額50万円未満の経営体の割合…43.7%

100 万円未満…**59.1%** 500 万円未満…**83.8%** 

#### 3 解決の方法

大規模化・効率化が全てではないが…

やる気のある担い手に農地が渡ること(そしてそのやる気を損なわないような価格・所得補 償政策を展開すること)が重要

### 1999年 食料・農業・農村基本法

「効率的かつ安定的な農業経営」が「農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」 「専ら農業を営むものその他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営をて んかいできるようにする」

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利

用の促進」

農業の六次産業化

第一次産業 農業

第二次産業 加工 1+2+3⇒6次産業

第三次産業 販売

例) 干し芋 芋の栽培⇒加工⇒販売

第一次産業である農業生 産、第二次産業である加 工、第三次産業である販売 をすべて行ってるために、

1+2+3=6 の六次産業となってるよ

# 公害防止と環境保全

# 公害 pollution

典型7公害

・大気汚染 ・水質汚濁 ・土壌汚染 ・騒音 ・振動 ・地盤沈下 ・悪臭

#### 4 大公害

	場所	原因物質	原因企業
イタイイタイ病	富山県	カドミウム	三井金属鉱業
(1955 年頃)			
水俣病	熊本県	メチル水銀	チッソ
(1956 年頃)			
四日市ぜんそく	三重県	亜硫酸ガス	昭和四日市石油など
(1961 年頃)			
新潟水俣病	新潟県	有機水銀	昭和電工
(1965 年頃)			

### 公害対策

1967 年 公害対策基本法 ⇒総合的、統一的な公害対策

1970 年 公害国会 ⇒14 の公害関連法(改正含む)

1971 年 環境庁発足 ⇒一元的な環境行政

※1967年 公害対策基本法「経済調和条項」

第2条第2項

「前項に規定する生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られる ものとする」 ⇒ 「公害国会」での同法改正により削除される



急速な工業活動の拡大は生態系に大 きな負担をかけたんだね 公害はテストに出るから覚えよう。

#### 無過失責任原則

- ・事業者が**大気汚染および水質汚濁等**により健康被害を引き起こした場合には、過失(≒不注意)の有無を問わず賠償責任を認める制度
- ・被害者が民法の規定によって損害賠償を請求するためには、損害の発生、原因行為と結果 発生との間の因果関係、違法性及び加害者の故意または過失を立証させなければならない。 しかし、**大気汚染等の分野ではこれらのうち故意過失の立証をしなくてもよい**こととされた。

# 汚染者負担の原則 Polluter Pays Principle

- ・公害防止のために必要な対策や汚された環境をもとに戻すための費用は、汚染物質を出しているものが負担するべきという考え方、経済協力開発機構(OECD)が 1972 年に提唱し、世界各国で環境政策における責任分担の考え方の基礎となった。
- ・もともとは、企業に厳しい公害対策を求める国とそうでない国があると公正な貿易ができなくなるので、こうした事態を避けるために作られた原則

#### 総量規制

- ・一定地域内で排出してもよい汚染物質の総量を定め、これをもとに各排出源の排出許可量 を定める規制方式
- ・例えば、硫黄酸化物に関しては 24 地域、窒素酸化物に関しては東京都特別区等、横浜市等、大阪市等の 3 地域が指定されている。



#### 濃度規制

・薄めて排出すれば基準が達成され、汚染物質が大量に排出される。



今でも、ごみ問題が注目されていて、ごみ処分場の不足や産業廃棄物の不法投棄が深刻になるとともに、 ごみの焼却灰からダイオキシンが検出されたりしたよ。

ハイテク汚染… アスベスト…

消費者問題 consumer affairs

1 消費者問題はなぜ起きるのか

自給自足をベースとした時代とは異なり、生産と消費は分離されている。

⇒消費者の動向にそった商品生産がおこなわれている保証は(原理的には)ない。

John F. Kennedy(1917-1963) 1962 年の議会演説「消費者の4つの原理」

The right of safety 安全である権利
The right to be informed 知らされる権利
The right to choose 選択できる権利

The right to be heard 意見が反映される権利

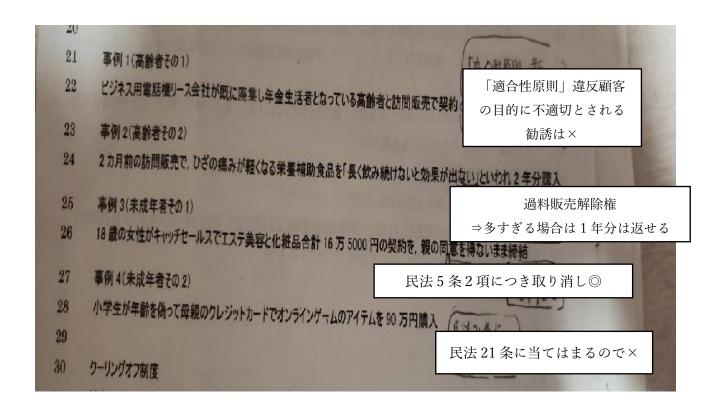
消費者基本法 第1条

1. この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



2 販売方法にかかわる問題

地方公共団体も消費者セン ターを設置して、消費者の要 望に対応してるよ



### クーリングオフ制度

特定の商取引に関しては、一定期間内であれば無条件に契約を解除することができる (訪問販売の場合8日以内)

・訪問販売&電話勧誘販売がおもな対象 ・エステ、語学教室、塾などでも◎ クーリングオフ対象外でも、教科書 p 241 のようなケースならば契約が取り消せる



PL 法を次のページで見ていくけど、それは **その製品を取扱説明書通りに使って いたけど事故にあったよという報告だけ** でいいってことだよ

食品偽装問題

#### 3 商品の安全性にかかわる問題

### 1995 年 製造物責任法 (PL法) Product Liability

製品の欠陥を証明すれば、企業の過失を立証しなくても損害賠償がうけられるようになった無過失責任制(P.240)

#### PL 法成立以前

「過失の立証」…①企業が結果(被害)を予見できたこと、かつ、②企業が結果(被害)を回避できたこと

「因果関係の立証」…その欠陥商品によってその結果(被害)がもたらされたこと ↑これらをすべて被害者が負う!(製造工程に立ち入らないと不可能)

しかし、欧米諸国では PL 制度の柱とされている「欠陥の推定」が取り入られていないなど、 改善を要する点もある。

「製品の欠陥」の立証も実は容易ではない(製品についての知識や情報をもたない一般消費者には欠陥原因の特定は極めて困難)⇒欧米では「<mark>誤使用</mark>ではないのに被害が生じた」こと証明だけで OK

食の安全を巡る問題

#### 4 消費者運動

「消費者の側では、欠陥商品や有害商品の追放運動を進める<mark>商品テスト運動や、自分たちで協同組合を作り、安全でよりよい品物をより安く消費者に届ける生活協同組合運動</mark>が進められてきた。また、農産物の産直運動などによって、生産者と消費者が『顔の見える関係』をつくる動きも活発化してきた」

「一方、大量生産・大量消費の見直しが求められるなか、環境に配慮した商品を選択するグリーンコンシューマーの視点も求められる」